

資料編



Q1 令和6年度当初予算の概要はどのようになっていますか？

● 令和6年度一般会計【歳入】 予算の概要

歳入当初予算額 50億円

(単位：千円、%)

区 分	年 度	令和6年度		令和5年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	町 税	449,973	9.0	482,375	9.7	△32,402	△6.7
2	地 方 譲 与 税	116,059	2.3	105,453	2.1	10,606	10.1
3	利 子 割 交 付 金	256	0.0	120	0.0	136	113.3
4	配 当 割 交 付 金	1,054	0.0	1,386	0.0	△332	△24.0
5	株式等譲渡所得割交付金	1,053	0.0	723	0.0	330	45.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	7,111	0.1	7,371	0.1	△260	△3.5
7	地 方 消 費 税 交 付 金	123,904	2.5	128,398	2.6	△4,494	△3.5
8	環 境 性 能 割 交 付 金	7,753	0.2	6,509	0.1	1,244	19.1
9	地 方 特 例 交 付 金	28,064	0.6	1,729	0.0	26,335	1,523.1
10	地 方 交 付 税	2,346,000	46.9	2,368,000	47.4	△22,000	△0.9
11	交通安全対策特別交付金	701	0.0	701	0.0	0	0.0
12	分 担 金 及 び 負 担 金	22,912	0.5	25,648	0.5	△2,736	△10.7
13	使 用 料 及 び 手 数 料	31,353	0.6	30,939	0.6	414	1.3
14	国 庫 支 出 金	417,671	8.4	380,431	7.6	37,240	9.8
15	県 支 出 金	289,692	5.8	303,454	6.1	△13,762	△4.5
16	財 産 収 入	4,342	0.1	5,286	0.1	△944	△17.9
17	寄 附 金	80,001	1.6	100,001	2.0	△20,000	△20.0
18	繰 入 金	525,600	10.5	485,681	9.7	39,919	8.2
19	繰 越 金	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
20	諸 収 入	119,201	2.4	80,095	1.6	39,106	48.8
21	町 債	417,300	8.3	471,700	9.4	△54,400	△11.5
	合 計	5,000,000	100.0	4,996,000	100.0	4,000	0.1

令和6年度歳入当初予算額は、前年度に比べ、構成比の順序に大きな変化は見られませんが、町税、地方特例交付金、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債の増減が大きくなっています。

また、町の税金などの自主財源比率は、23.3%となっています。町税については、前年度と比較して主に個人町民税が減額となっていますが、これは物価高騰対策として行われる定額減税によるものです。減収分は地方特例交付金によって補われます。

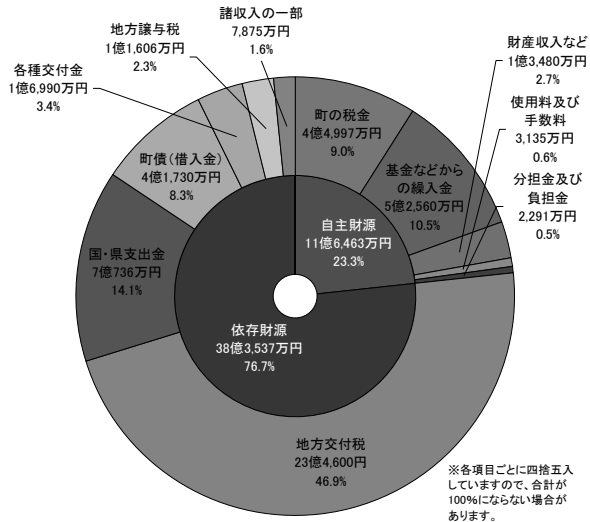
国庫支出金の増額については、主に橋りょうの長寿命化対策事業に係る補助金の増額によるものです。

寄附金の減額については、ふるさと納税の近年の実績を考慮した上で前年度から減額を見込んでいます。

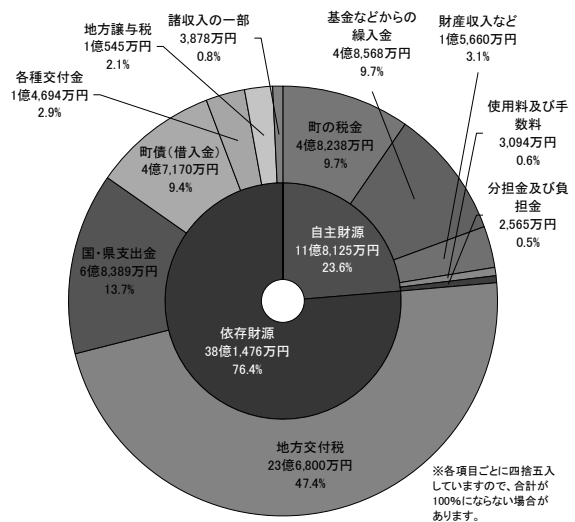
繰入金の増額については、主に財政調整基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金の増額によるものです。

町債については、除雪車輛整備事業に伴う新規の借入や消防団ポンプ車整備事業の増額がある一方、せせらぎの郷改修事業の完了などに伴い、全体としては減額となっています。

グラフ-2
令和6年度 一般会計歳入予算構成比



グラフ-3
令和5年度 一般会計歳入予算構成比

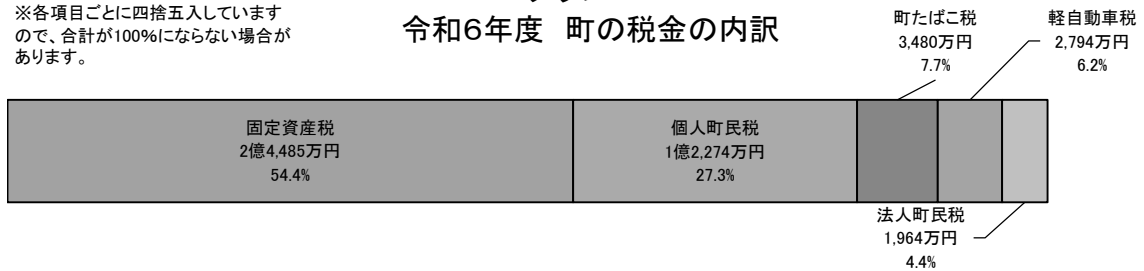


町の税金の令和6年度当初予算額は、4億4,997万円で、前年度と比べて3,240万円、6.7%の減額となっています。

税目別にみると、個人町民税が3,348万円、21.4%、固定資産税が101万円、0.4%、軽自動車税が55万円、1.9%それぞれ減額となっています。町たばこ税は前年度と同額となっています。

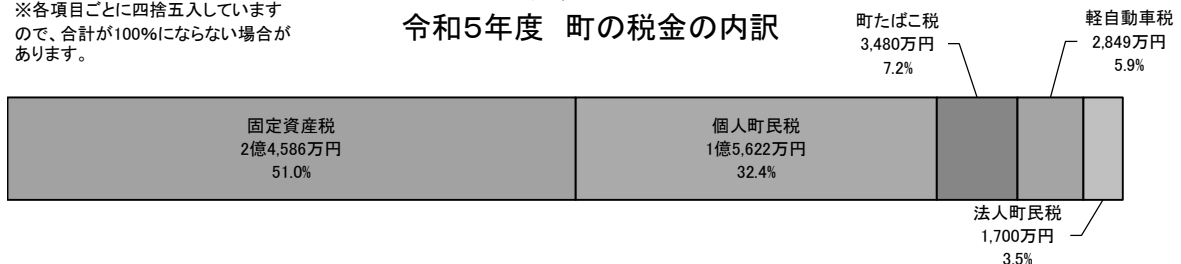
グラフ-4
令和6年度 町の税金の内訳

※各項目ごとに四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。



グラフ-5
令和5年度 町の税金の内訳

※各項目ごとに四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。



● 令和6年度一般会計【歳出】予算の概要

歳出当初予算額 50億円

【目的別】

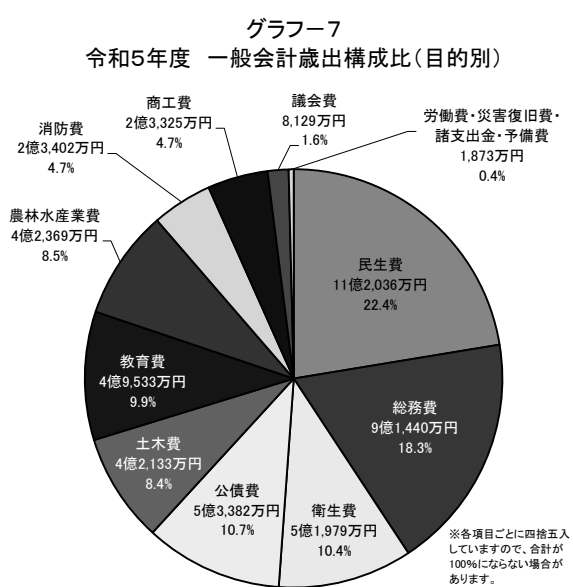
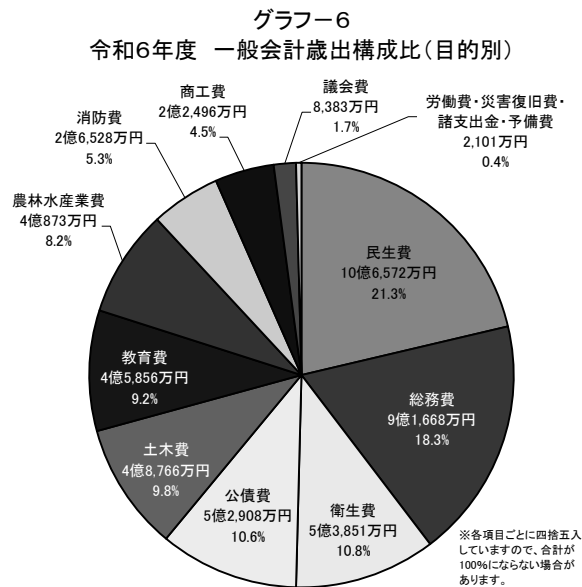
(単位：千円、%)

区分	年度	令和6年度		令和5年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	議会費	83,825	1.7	81,289	1.6	2,536	3.1
2	総務費	916,680	18.3	914,397	18.3	2,283	0.2
3	民生費	1,065,716	21.3	1,120,358	22.4	△54,642	△4.9
4	衛生費	538,507	10.8	519,793	10.4	18,714	3.6
5	労働費	849	0.0	443	0.0	406	91.6
6	農林水産業費	408,727	8.2	423,688	8.5	△14,961	△3.5
7	商工費	224,956	4.5	233,246	4.7	△8,290	△3.6
8	土木費	487,655	9.8	421,334	8.4	66,321	15.7
9	消防費	265,283	5.3	234,015	4.7	31,268	13.4
10	教育費	458,558	9.2	495,333	9.9	△36,775	△7.4
11	災害復旧費	758	0.0	796	0.0	△38	△4.8
12	公債費	529,079	10.6	533,821	10.7	△4,742	△0.9
13	諸支出金	9,407	0.2	7,487	0.1	1,920	25.6
14	予備費	10,000	0.2	10,000	0.2	0	0.0
合計		5,000,000	100.0	4,996,000	100.0	4,000	0.1

歳出予算を、行政目的によって分類したものが上の表です。目的別予算では、町の大まかな予算の比重を知ることができます。令和6年度当初予算額では、民生費が最も多く、総務費、衛生費、公債費（借入金の返済）と続きます。

民生費においてはせせらぎの郷改修工事の完了、教育費においては社会教育センターの除却事業の完了により減額となっています。

衛生費においては、診療所老健施設改修工事に伴う特別会計への繰出金が増額となっています。土木費の増額は、橋りょう維持費、除雪費などの増加によるものです。消防費においては、消防団ポンプ自動車の更新経費などが増額となっています。



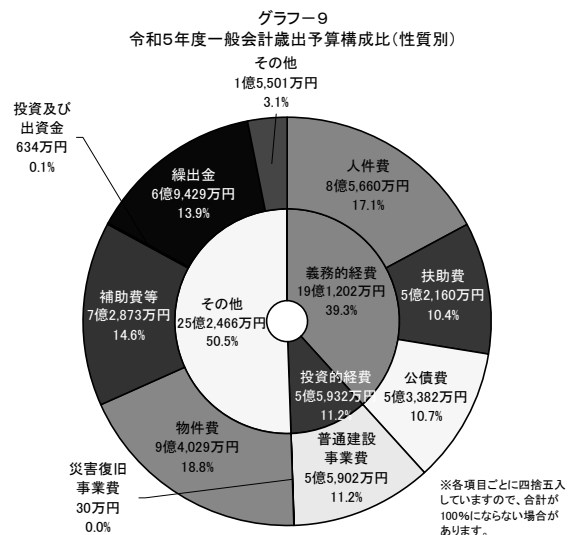
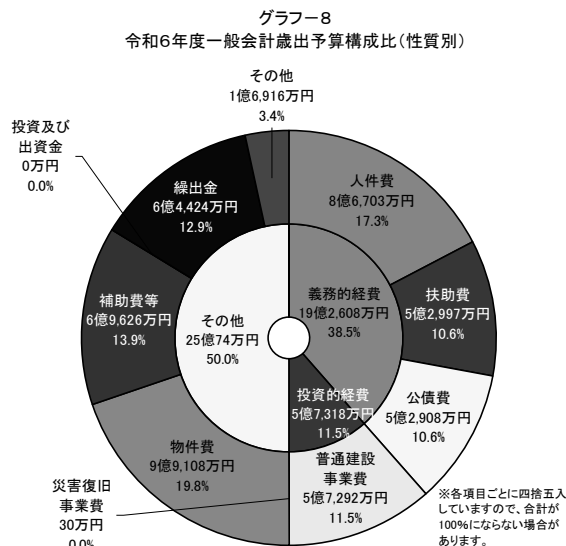
【性質別】

(単位：千円、%)

区 分	年 度	令和6年度		令和5年度		予算額比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1	人 件 費	867,026	17.3	856,601	17.1	10,425	1.2
2	物 件 費	991,083	19.8	940,288	18.8	50,795	5.4
3	維 持 補 修 費	99,198	2.0	92,009	1.8	7,189	7.8
4	扶 助 費	529,974	10.6	521,603	10.4	8,371	1.6
5	補 助 費 等	696,261	13.9	728,725	14.6	△32,464	△4.5
6	普 通 建 設 事 業 費	572,916	11.5	559,016	11.2	13,900	2.5
	補 助 事 業	198,879	4.0	168,252	3.4	30,627	18.2
	単 独 事 業	322,035	6.4	337,725	6.8	△15,690	△4.6
	県 営 事 業 負 担 金	46,452	0.9	47,114	0.9	△662	△1.4
	受 託 事 業	5,550	0.1	5,925	0.1	△375	△6.3
7	災 害 復 旧 事 業 費	260	0.0	300	0.0	△40	△13.3
8	公 債 費	529,079	10.6	533,821	10.7	△4,742	△0.9
9	積 立 金	34,151	0.7	27,193	0.5	6,958	25.6
10	投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	6,343	0.1	△6,343	△100.0
11	貸 付 金	25,810	0.5	25,810	0.5	0	0.0
12	繰 出 金	644,242	12.9	694,291	13.9	△50,049	△7.2
13	予 備 費	10,000	0.2	10,000	0.4	0	0.0
合 計		5,000,000	100.0	4,996,000	100.0	4,000	0.1

歳出予算を、その経済的性質を基準として分類したものが上の表です。性質別に分類することは、町の財政の体質を分析する上で意義があります。

令和6年度当初予算額では、物件費が最も多く、人件費、補助費等、繰出金と続きます。前年度に比べ人件費、物件費、維持補修費などが増額となっています。



Q2 町の借入金（町債）と積立金（基金）はどのくらいあるのですか？

令和5年度末借入金残高（見込額）（全会計）66億9,388万円
（前年度 67億6,313万円）

○町民1人あたりの借入金残高 139万円（前年度137万円）

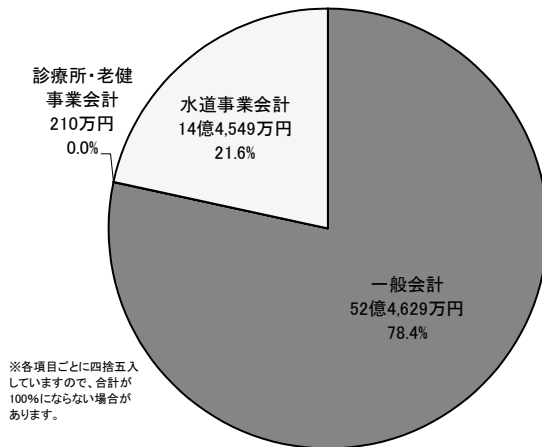
（令和6年2月末の住民基本台帳人口 4,809人
令和5年2月末の住民基本台帳人口 4,953人）

借入金（町債）の残高は、新たな借り入れよりも返済が多いため、前年度と比べると6,925万円減少する見込みです。

これは、これまで借りた借入金の返済が終了したことや、新たな借入金を抑制していることが要因です。

自治体では、その年度で使うお金は同じ年度に得る収入（町税や地方交付税など）で賄わなければなりません。しかし、多額の費用を必要とする道路整備や施設整備などの公共事業を通常の収入で賄うことはできません。そこで、自治体では公共事業を行うときに限り認められる借入金を活用しています。

グラフ-10
令和5年度末借入金残高（見込）

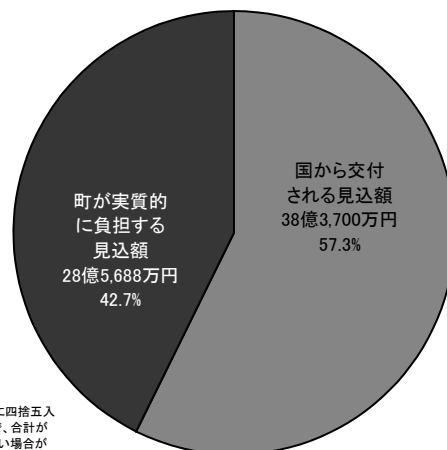


○借入金残高のうち町が実質的に負担する額 28億5,688万円

借入金（町債）の中には、公共施設の整備が遅れている過疎地域などで整備を進めやすいよう、返済額の一部を国が補てんする借入金や、本来国が補助金や交付金などの形で自治体に交付しなければならないものを国に代わって自治体が借り入れし、その返済額を国が補てんする借入金があります。

これらの借入金は、後年度、毎年返済する額などに応じて、地方交付税の計算に含めて各自治体に交付されています。

グラフ-11
令和5年度末借入金残高に係る実負担額（見込）



※借入金の返済に対して国から補てんされる額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、おおよその目安として計算しています。

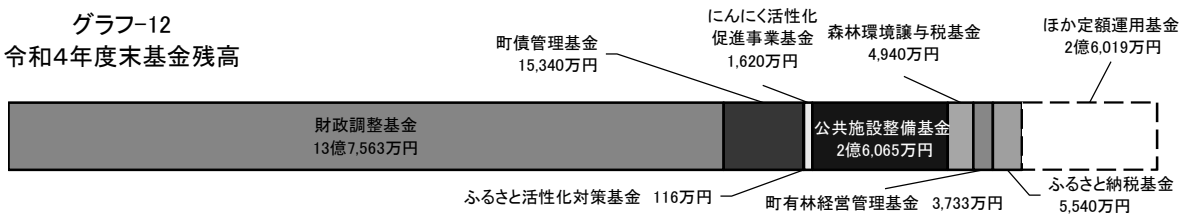
一般会計の積立金（基金）の残高

※積立金(基金)には、財政調整基金などの「積立基金」と、奨学資金や肥育素牛購入などの貸し付けを目的とする「定額運用基金」の2種類があります。ここでは、他団体と比較するため「定額運用基金」は除いて集計しています。

○令和4年度末積立金の残高

19億4,917万円
(全体 22億936万円)

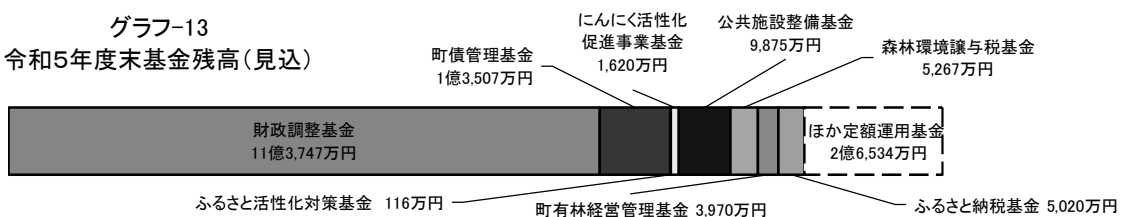
グラフ-12
令和4年度末基金残高



○令和5年度末積立金の残高(見込額)

15億3,122万円
(全体 17億9,656万円)

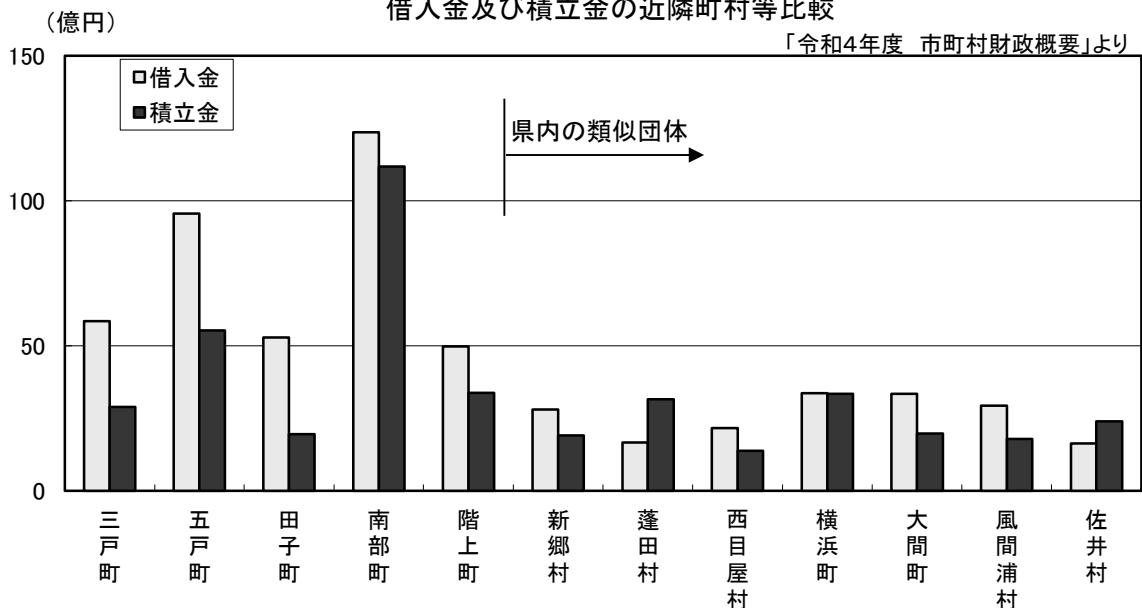
グラフ-13
令和5年度末基金残高(見込)



◆三戸郡内町村及び青森県内の類似団体の借入金と積立金(一般会計令和4年度決算時)

グラフ-14

借入金及び積立金の近隣町村等比較



※「類似団体」とは、人口規模及び産業構造によってグループ化した自治体をいいます。田子町は、人口「5,000人未満」、産業構造「Ⅱ次、Ⅲ次産業の割合が80%未満」の「I-O」というグループに属しています。青森県内に8自治体あります。

Q3 町の財政は健全ですか？

財政の健全性を判断するには……

町の財政の健全性を判断する指標（指数、比率などの物差し）にはいろいろあります。分かりにくい指標ばかりですが、私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、指標の分かりやすい開示が求められています。

自治体の財政破たんを未然に防ぐために、国では平成19年に財政健全化法を定めました。

この法律は、新たな財政指標により、早期健全化と財政再生の2段階で自治体の財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も併せた連結決算により、自治体の財政状況を明らかにしようとするものです。

この財政指標では、早期健全化基準（イエローカード）と財政再生基準（レッドカード）が定められ、さらに上水道などの公営企業会計についても、個別に経営健全化基準（イエローカード）が定められています。

財政健全化法に基づき、全国の自治体ではこれらの指標を公表し、指標のいずれかが基準を上回った自治体には、財政の健全化に向けた計画の策定など、さまざまな制約が課せられることとなります。

田子町の財政の健全性は？

令和2年度から令和4年度までの決算に基づく財政指標をもとに判断すると、**田子町の財政状況は、おおむね健全性を保っている**といえます。

しかし、財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、毎年度、歳入の50%程度を占める地方交付税の変動によっては、健全性を脅かす要素があります。今後も、借入金（町債）の発行抑制や経常経費の見直しなどにより、引き続き健全な財政運営を進める必要があります。

指 標	田子町			政令の規定による 田子町の適用比率	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.4%	7.1%	5.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	30.3%	16.8%	9.2%	350.0%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示しています。

指 標	田子町水道事業			経営健全化基準
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
資金不足比率	－ %	－ %	－ %	20.0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

○令和4年度決算の実質収支比率（赤字の場合は実質赤字比率）

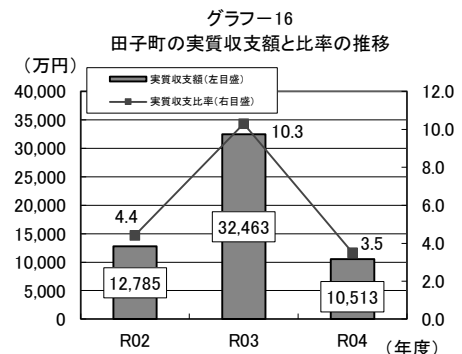
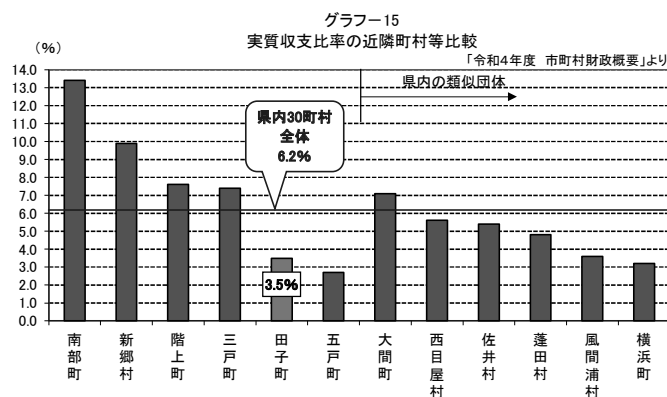
～一般会計等の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス3.5%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計等普通会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス15.0%、「財政再生基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町は、「プラス3.5%」（前年度プラス10.3%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○令和4年度決算の連結実質収支比率（赤字の場合は連結実質赤字比率）

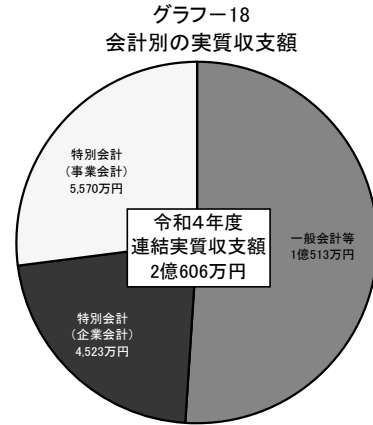
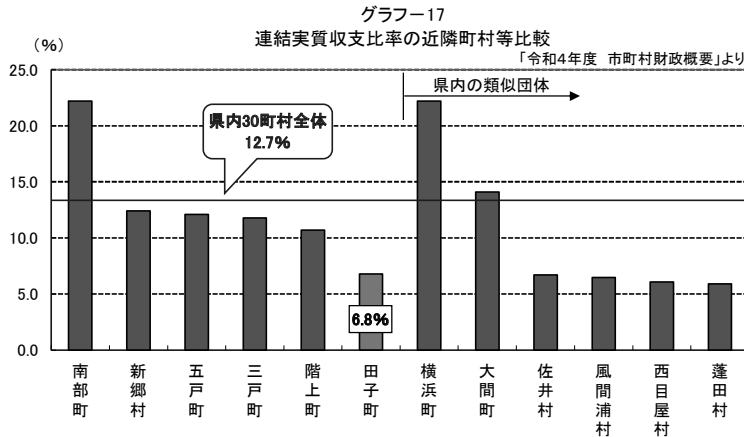
～すべての会計の収支決算をチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は プラス6.8%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、すべての会計の決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。

自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や上水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス20.0%、「財政再生基準」はマイナス30.0%と定められています。

田子町は、一般会計等の実質収支比率と同様に黒字で、「プラス6.8%」（前年度プラス13.2%）となっています。なお、県内40市町村には、赤字決算（実質収支額がマイナス）の市町村はありませんでした。



○令和4年度決算の実質公債費比率

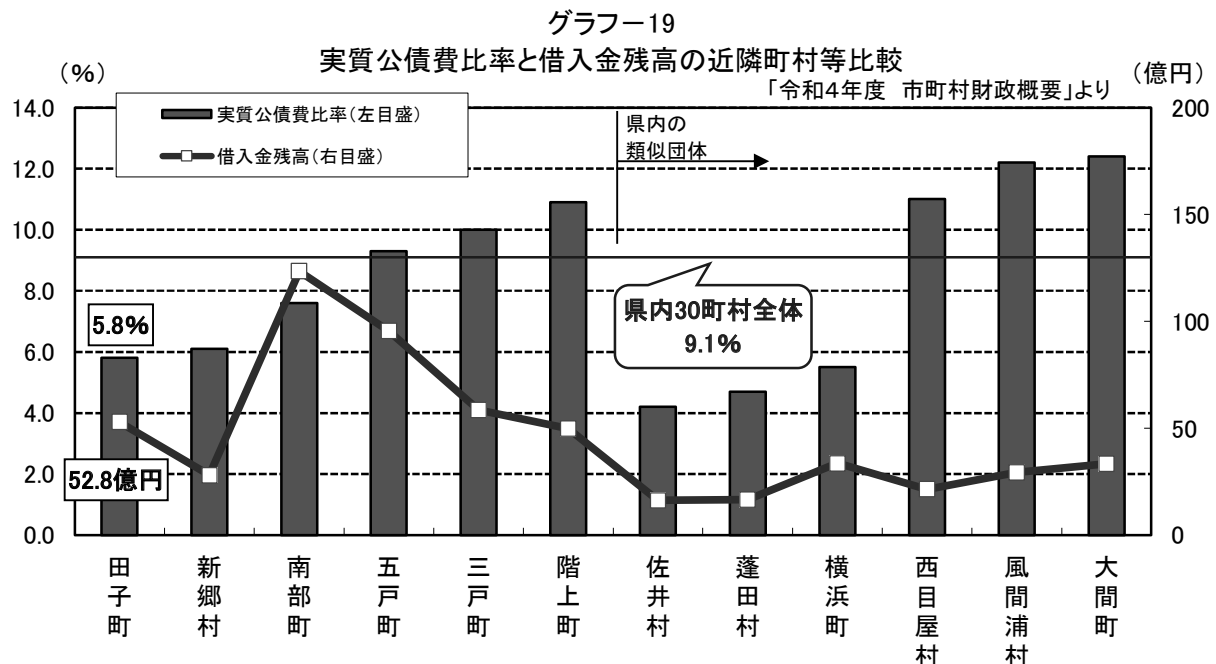
～借金負担の程度をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

田子町は 5.8%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）などの割合を示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。

チェックの目安として国が定めた基準により「18.0%」以上になると、新たな借入れ（地方債の発行）に際し段階的に制約を受けることになります。また、財政健全化法では、「早期健全化基準」は25.0%、「財政再生基準」は35.0%と定められています。

田子町は「5.8%」（前年度7.1%）となっています。



○令和4年度決算の将来負担比率

～将来負担すべき実質的な負債をチェックします。数字が小さい方が、より健全です～

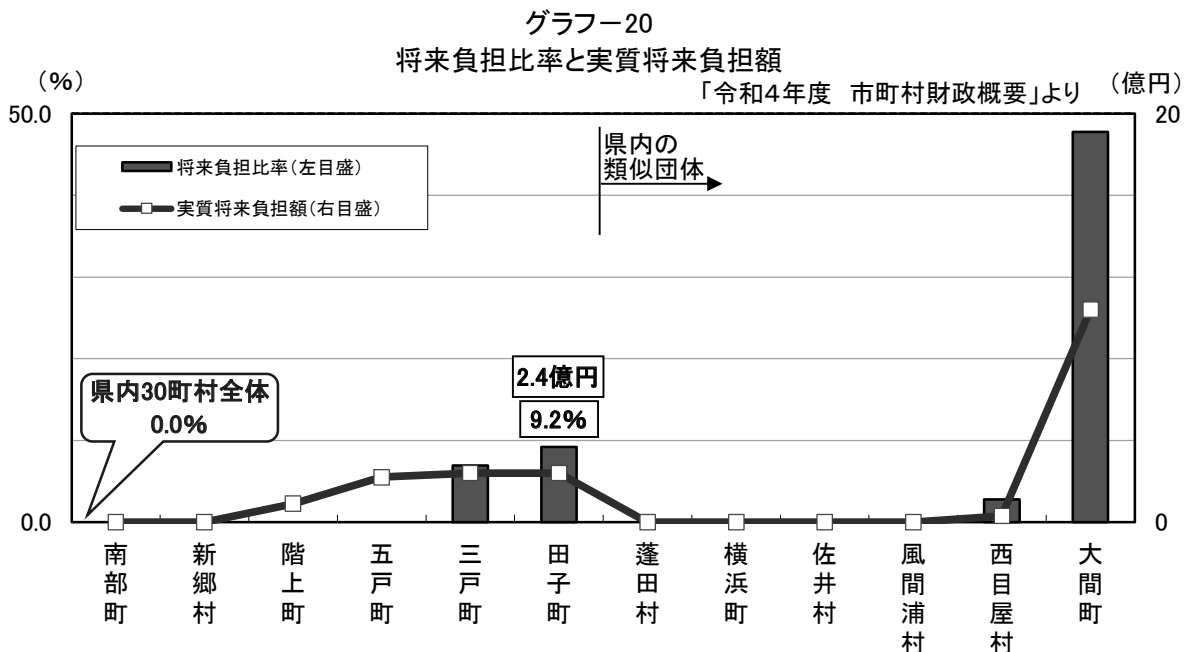
田子町は 9.2%

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

まちの人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払いの予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。

借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」は350.0%と定められています。

田子町は、「9.2%」（前年度16.8%）となっています。



○令和4年度決算の資金不足比率

～公営企業会計の健全度合いをチェックします。数字が大きい方が、より健全です～

田子町は 不足額なし

財政健全化法により新しく設けられた指標です。

上水道などの公営企業会計について、実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。

「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20.0%と定められています。

田子町には、上水道事業の公営企業会計がありますが、資金不足額はありませぬ。

こんなときは？（役場や緊急時の連絡先）

- 税金、税の各種証明書
- 地籍管理の成果
- ふるさと納税など

【お問い合わせ】 税務課税務グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7112

- 住民票、戸籍、印鑑登録、各種証明書
- ごみ、合併処理浄化槽、犬の登録、墓園
- 自治会、コミュニティバスなど

【お問い合わせ】 住民課住民環境グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7113

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金
- 高齢者福祉（敬老会、老人クラブ助成事業）
- 障害者福祉（介護・訓練施設入所支援、更正医療・精神通院医療支給、障害者手帳交付など）

【お問い合わせ】 住民課福祉グループ（役場庁舎 2 階） ☎ 20-7119

- 子育て支援（児童手当、保育園入園手続き等、子ども医療費助成、入学祝い金など）
- 定住移住（雇用促進、通勤支援、住宅助成、結婚祝い金など）

【お問い合わせ】 住民課子育て定住移住支援室（役場庁舎 2 階） ☎ 23-0678

- 生活保護
- 介護保険、高齢者福祉
- 出産、育児
- 健診、予防接種、健康教室など

【お問い合わせ】 地域包括支援課（せせらぎの郷） ☎ 20-7100

- 道路、河川、土地利用、除雪、公園
- 町営住宅
- 建築工事届、屋外広告物、大規模開発行為届出など

【お問い合わせ】 建設課建設グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7117

- 上水道（水道使用の開始・中止・廃止、水道の使用者・所有者の変更など）

【お問い合わせ】 建設課水道グループ（役場庁舎 3 階） ☎ 20-7118

- 水田等営農対策
- 家畜防疫、公共牧野
- 民有林伐採届
- たっこにんにくの生産振興など
- その他農林業全般に関する振興対策など

【お問い合わせ】 産業振興課 1次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7115

- 商工業、観光イベントなど

【お問い合わせ】 商工振興課 2次3次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 20-7114

- 6次産業化の推進
- 農産物流通、農産加工品開発など

【お問い合わせ】 商工振興課 6次産業戦略推進グループ（役場庁舎 1階） ☎ 23-0153

- 防災、消防
- 人事管理、情報公開

【お問い合わせ】 総務課総務グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 財政、行政改革
- 公共工事入札参加資格審査申請
- 電算処理・地域情報化など

【お問い合わせ】 総務課財政行革グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7111

- 協働のまちづくり、政策の総合的調整、国際交流、広報・広聴
- 町の総合計画、男女共同参画、統計など

【お問い合わせ】 政策推進課政策推進グループ（役場庁舎 2階） ☎ 20-7127

- 生涯学習、余暇活動、スポーツ、文化芸術
- 体育施設、公民館、総合型地域スポーツクラブなど

【お問い合わせ】 教育課スポーツ・社会教育グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7070

- 幼稚園、小学校、中学校など

【お問い合わせ】 教育課学務グループ（田子町中央公民館） ☎ 20-7072

○図書の貸し出し、図書の検索・予約など

【お問い合わせ】 町立図書館 ☎ 20-7221

○農地の権利移動（売買・贈与）、農地の賃貸・あっせん、農地転用

○農業者年金、経営移譲など

【お問い合わせ】 農業委員会（役場庁舎1階）☎ 20-7120

○医療、健康診査

【お問い合わせ】 町立田子診療所 ☎ 32-3171

○介護老健施設利用サービス（長期入所・短期入所・通所リハビリテーション）

【お問い合わせ】 老健たっこ ☎ 32-3172

○訪問看護利用サービス

【お問い合わせ】 訪問看護ステーション（せせらぎの郷2階）☎ 32-3177

○出納室 ☎ 20-7122

○田子幼稚園 ☎ 32-2340

○学校給食センター ☎ 32-2277

○選挙管理委員会 ☎ 20-7111

○議会事務局・監査委員 ☎ 20-7121

○ケーブルテレビ・プラザ ☎ 20-7229

【緊急時の連絡先】

官公庁	田子町役場	☎ 0179-32-3111
	三八地域県民局地域整備部（河川等）	☎ 0178-27-5111
警察（110番）	三戸警察署	☎ 0179-22-1135
	田子駐在所	☎ 0179-32-3109
消防・救急（119番）	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	☎ 0178-44-2131
	三戸消防署	☎ 0179-22-1140
	三戸消防署田子分署	☎ 0179-32-3104
病院	田子診療所	☎ 0179-32-3171
	三戸中央病院	☎ 0179-20-1131
ライフライン （電話・電気・水道）	NTT 東日本青森	☎ 0178-45-4270
	東北電力八戸営業所	☎ 0178-43-5612
	田子町役場建設課	☎ 0179-20-7117